

平成25年度
事業計画書

社会福祉法人
北九州市小倉北区社会福祉協議会

事業計画

I 事業方針

2011年の東日本大震災以降、「共助」や「共生」など、「ともに」を実現していくために、個人・団体、行政等による官民一体となった「支え合い」などの支援活動がより積極的に取り組まれてきました。

孤立、サービスや支援の拒否、引きこもりなど、見えにくい多様な生活課題が社会に広がる昨今、地域に出向き、援助を必要とする人に寄り添う「支え合い」などの継続的な福祉活動となる“ふれあいネットワーク活動”の推進がますます重要になっています。

一方、少子高齢化、核家族化が進めば、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まり、住民が共に支え合い、助け合うという社会的な「繋がり」が希薄になります。「繋がり」が希薄化すれば、コミュニティにおける生活環境にも様々な影響を及ぼし、自殺やホームレス、家庭内暴力（DV）、幼児虐待及び高齢者の引きこもりなどの課題解決に一層時間がかかり、重篤な結果の原因となります。

一人暮らし高齢者世帯の増加によって生じる、多様な生活課題については、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な支援（公助）を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉／地域の福祉力」での対応が不可欠となっています。

これらをふまえ、小倉北区社会福祉協議会では、地域の福祉力を活用しながら、地域住民からの多様な生活課題を迅速に受け止め、これまでに実践してきたコミュニティワークや個別支援を基本として、地域に率先して出向く（アウトリーチ）ことを徹底することで、ニッチな課題や支援につながりにくい生活課題を洗い出し、その解決に向けた事業展開とつながりの再構築を一層進めてまいります。また、住民自らが積極的にボランティア活動に参画できる福祉社会に向けて、北九州市や北九州市社会福祉協議会、地域住民、NPO・ボランティア団体などと連携をはかりながら、平成25年度は下記項目を重点に事業を推進していきます。

記

- 1 みんなで福祉の風土を広げよう
- 2 みんなで身近な地域の福祉活動を進めよう
- 3 関係機関・団体が手を結び、福祉のネットワークをつくろう
- 4 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

Ⅱ 事業実施計画

平成25年度重点目標

「誰もが安全で安心して暮らせる」ための基盤づくりとして今年度も下記2点を重点的に推進することにより、地域の困りごとをお互いが共有し、隣近所で支援が必要な人を元気な人が支える「絆づくり」を強めていくことを目指します。

- 一 あいさつの励行「あいさつは、支えあいへの第一歩」
 - ・あいさつや簡単な声かけなど地域の交流を強め、日頃から「顔の見える」関係づくりに努める。
- 二 人の絆の再構築「困ったときは、お互い様」
 - ・校区毎に福祉ニーズの把握と住民間での共有化を図り、校区地域福祉活動計画を進める。

1 みんなで福祉の風土を広げよう

自分たちの地域社会の福祉課題を住民一人ひとりが理解し、課題を抱える当事者と共に、同じ地域に暮らす住民として、共感し、一人でも多くの住民がみんなですべて解決に動き出せる仕組みづくりと福祉活動への参加が必要です。

そのため、私たちのまちに福祉の風土を広げ、地域の福祉活動に積極的に参加できる人材の育成に努めます。

(1) 広報・啓発の強化

- ①「こくら北社協だより」の発行
(年4回発行、「小倉北自治総連合会だより」と合同、区内全戸配布)
- ②校区社協広報紙の発行(活動支援)
- ③ボランティア・市民活動センター広報紙「ひまわりねっと」の発行
- ④ホームページを活用した情報の収集・発信
- ④出前講演会の実施
- ⑤区民への広報・啓発活動の充実
- ⑥啓発パンフレット等の作成

(2) 福祉教育の推進

- ①次世代地域福祉活動者育成事業(ウエルクラブ活動及びおたすけマン活動)の支援
- ②体験型福祉講座の推進
- ③点字年賀状送付事業「愛メール21」の実施

(3) 地域福祉人材の育成

- ①校区社協支援事業（市区社協共同で新任役員研修、活動者交流会、トップセミナー、専門研修、個別研修等の事業を開催）
- ②ふれあいネットワーク活動推進事業 福祉協力員等研修会（新任・現任）
- ③次世代地域福祉活動者育成事業（ウェルクラブ活動及びおたすけマン活動）の支援《再掲》
- ④ボランティア養成講座（初級・中級）の開催
- ⑤体験型福祉講座の推進《再掲》
- ⑥校区社協活動者交流会開催（他校区社協間の交流を促進し、活動者資質の向上を図るため、地域福祉活動推進地域企業の視察を行う。）

2 みんなで身近な地域の福祉活動を進めよう

地域社会の福祉課題の解決のためには、公私の社会福祉関係者と共に、幅広い住民が地域の福祉活動へ参加することが必要です。

このため、住民みんなが力を集め、支援を必要としている人たちのニーズを把握し、支援を必要としている人がその課題解決に向かえるよう公私の社会福祉関係者と支援の輪をつくり、住民の主体的参加による福祉活動を進めます。

(1) 小地域福祉活動の活性化

- ①ふれあいネットワーク活動推進事業の充実・強化
 - ア) 校区社協支援事業の実施《再掲》
 - イ) ふれあいネットワーク活動推進事業福祉協力員等研修会《再掲》
 - ウ) 連絡調整会議等を活用した校区社協巡回支援の実施及び関係機関等の参加の促進、調整
 - エ) ふれあいネットワーク活動推進事業担当者会議の開催
 - オ) 校区社協活動者と民生委員・児童委員の連携の強化
 - カ) 基本事業及びメニュー事業への助成金交付
 - キ) 校区社協活動振興費の助成
 - ク) 校区毎の生活福祉ニーズの把握と住民間での共有化
 - ケ) 校区毎の小地域福祉活動計画づくりの支援
 - コ) サロン活動の普及
 - サ) 「いのちをつなぐネットワーク事業」との連携及び協力
 - シ) すこやかライフ推進協議会との連携及び協力
 - ス) <新>健康マイレージ事業の推進
- ②関連情報の提供・支援
 - ア) 校区社協間情報交換の推進
 - イ) 市・区社協共催事業への参加促進
 - ウ) 市・区・校区社協ホームページの作成協力

(2) ボランティア・市民活動の支援

- ①ボランティアのコーディネート
- ②シルバーひまわりサービス事業の運営
- ③ボランティア養成講座の開催《再掲》
- ④ボランティア保険の加入促進
- ⑤ボランティア・市民活動に関する情報の収集・提供
- ⑥ボランティア・市民活動団体の活動支援
- ⑦小倉北区ボランティア連絡協議会、小倉北区プチボランティアの活動支援
- ⑧車椅子・高齢者疑似体験セット等機材の整備及び提供
- ⑨「市民ふれあいフェスティバル」の開催（市・区ボランティア・市民活動センター共催）
- ⑩「未来くるフェスタ」の開催（小倉北区ボランティア連絡協議会と共催）
- ⑪<新>高齢者生きがい活動支援事業

(3) 災害時の福祉救援体制づくり

- ①出前講演会の実施《再掲》
- ②市ボランティアセンターとの連携で災害ボランティアセンターの準備
- ②校区における福祉救援体制づくりの支援・充実
- ③災害見舞金・弔慰金の給付（罹災世帯対象）

3 関係機関・団体が手を結び、福祉のネットワークをつくろう

市民の価値観や生活様式の多様化によって、地域の福祉課題についても多様化し、いくつかの課題を同時に抱える場合もあります。

そのため、保健、医療、福祉等の関係機関・団体との連携を強め、総合的に問題の解決を図ります。

(1) 社会福祉関係機関・団体との連携・調整

- ①民生委員・児童委員協議会事務局の運営受託と連携の強化
- ②小倉北区ボランティア連絡協議会との連携《再掲》
- ③市社協総合企画委員会への参画
- ④いのちをつなぐネットワーク事業との連携の強化
- ⑤すこやかライフ推進協議会との連携
- ⑥「小倉北区包括ケア会議」への参画・地域包括センターとの連携
- ⑦小倉北区自治総連合会、まちづくり協議会、各種団体等との連携

(2) 共同募金会との連携

- ①共同募金の広報活動の強化
- ②歳末たすけあい募金による地域支援事業の強化

(3) 小地域福祉活動計画の推進

- ①校区毎の生活福祉ニーズの把握と住民間での共有化《再掲》
- ②校区毎の小地域福祉活動計画づくりの推進《再掲》

4 一人ひとりの安全で安心な暮らしを守ろう

誰もが地域の中で生き生きと自立した生活ができるよう、民間の立場から住民と関係機関・団体の連携のもとで、支援を必要としている人に対する活動を行います。また、住民の日常生活上のニーズを把握し、住民の生活感覚で活動の提言を行い、新しい仕組みを作ります。

(1) 権利の擁護と相談体制の充実

- ①出前講演会の実施《再掲》
- ②心配ごと相談所の運営
 - ア) 心配ごと相談の実施（毎週水・金曜日の13時から16時）
 - イ) 心配ごと相談員研修会の実施
- ③その他
 - ア) ふれあいネットワーク活動推進事業における相談・情報提供
 - イ) ボランティア・市民活動センター機能の充実
 - ウ) 区社協事務局における苦情対応

(2) 社会参加・自立の支援

- ①社会参加の促進
 - ア) シルバーひまわりサービス事業の運営《再掲》
 - イ) 点字年賀状送付事業「愛メール21」の実施《再掲》
- ②貸付制度の活用
 - ア) 貸付相談及び情報提供
 - イ) 緊急小口資金の貸付
 - ウ) 福祉金庫資金の貸付・償還
 - エ) 生活改善資金の償還
- ③低所得世帯への支援活動の推進
 - ア) 歳末たすけあい募金による地域支援事業の強化《再掲》
 - イ) 無料または低額診療券の発行《再掲》

Ⅲ 推進基盤の強化

社会福祉法は、社会福祉協議会を地域福祉の推進役として位置づけています。校（地）区社会福祉協議会、区社会福祉協議会、市社会福祉協議会は一体となつて、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を推めていくために、「組織づくり」、「活動拠点の確保」、「活動点検」、「役割分担」、「財政基盤の強化」「人材育成」の視点をもって推進基盤の強化を行い、連携・協働しながら地域福祉活動を計画的に進めます。

1 校区社協の基盤整備

- (1) 組織づくり
 - ・役員会、連絡調整会議等の活性化
- (2) 活動拠点の確保
 - ・市民センターのほか、類似公民館や憩いの家等の活用
- (3) 活動点検
 - ・校区毎の生活福祉ニーズの把握と住民間での共有化《再掲》
- (4) 役割分担
 - ・小地域福祉活動での要の役割
- (5) 財政基盤の強化
 - ・自主財源の確保
- (6) 人材の育成
 - ・地域内での人材育成機能の強化

2 区社協の基盤整備

- (1) 組織づくり
 - ・正副会長会議、理事会、評議員会、監事会、校区社協会長会議の活性化
- (2) 活動拠点の確保
 - ・区域での安定的拠点の留保
- (3) 活動点検
 - ・地域福祉活動計画の自己点検
 - ・総合企画委員会へ参画《再掲》
- (4) 役割分担
 - ・関係機関団体との連絡調整
- (5) 財源基盤の強化
 - ・収益事業・会員等の拡充
 - ・寄付文化の醸成
 - ・共同募金活動の促進
 - ・事務の効率化、既存事業の見直しによる経費削減
- (6) 人材の育成
 - ・職員の資質向上